

社会福祉法人さかい福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さかい福祉会（以下「法人」という。）の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事、評議員及びその他各種委員をいう。

(理事会、評議員会及び各種委員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

3 評議員選任・解任委員及びその他の委員が、委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

4 理事会、評議員会、各種委員会を開催することなく、決議の省略を行い書面にて同意を諮る場合は無報酬とする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設ののための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設ののための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

2 理事会、評議員会を開催することなく、決議の省略を行い書面にて同意を諮る場合は無報酬とする。

3 監事が法人及び施設の指導検査への立ち会い及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程により支弁する。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員及び常勤役員は適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日より適用し、平成23年4月1日改正の役員報酬規程は廃止とする。

この規程の一部改正は、令和3年2月6日から施行し、令和3年1月30日から適用する。

別表 1

名 称	報酬（日額）
理事会出席報酬等	5, 0 0 0 円
評議員会出席報酬等	5, 0 0 0 円
評議員選任・解任委員会	3, 0 0 0 円
入所検討、第 3 者委員会	3, 0 0 0 円
その他の委員会	2, 0 0 0 円

別表 2

名 称	報酬（日額）
理 事 長 業 務 等	7, 0 0 0 円
理事及び評議員業務等	7, 0 0 0 円
監事監査及び監事指導業務等	7, 0 0 0 円